

障害福祉サービス事業（生活介護）かえで利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人足立邦栄会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して提供する障害福祉サービス生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、障害者総合支援法令の趣旨にしたがって、障害福祉サービス生活介護（以下、「生活介護サービス」といいます。）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとし、第11条の契約の終了事由がない限り、生活介護サービスの契約は継続されるものとします。

第3条（個別支援計画）

事業者は、次の各号に定める事項を行います。

- ① 事業者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を盛り込んだ個別支援計画を本契約締結から7日間利用し、その後も継続して利用が見込まれる場合に作成します。
- ② 個別支援計画については6ヶ月を目処に定期的に見直すほか、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。
- ③ 個別支援計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者、家族に説明し同意を得ます。

第4条（生活介護サービスの内容）

- 1 生活介護サービスの提供場所は、かえです。所在地及び設備の内容は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた個別支援計画に沿って、生活介護サービスを提供します。
- 3 事業者は、生活介護サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 4 利用者は、生活介護サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（介護給付費支給申請に係る援助）

事業者は、利用者が介護給付費支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第6条（生活介護サービス提供の記録）

- 1 事業者は、毎回の生活介護サービスの終了時に、利用者から書面により生活介護サービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、生活介護サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 3 利用者は、月～金曜日午前10時から午後5時の間に事務室にて、利用者に関する第2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録複写物の交付を受けることができます。

第7条（利用料金）

- 1 利用者は、生活介護サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額に明細書を添付して、翌月10日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、原則として前項の請求のあった料金を、当月の20日までに事業者の指定する金融機関に自動口座引き落としの方法により支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。

第8条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、介護給付費等給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、サービス利用料金の変更をすることができます。
- 2 利用者が、料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わすこととします。
- 3 利用者が料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は事業者に対し、サービス提供日の送迎車到着予定の1時間前までに連絡することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止できます。
- 2 利用者が、正当な理由なくサービス提供日の送迎車到着予定の1時間前までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合には、事業者は利用者へ【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の一部を請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。
- 3 事業者は利用者の急な体調の変化等の事由により、やむを得ず生活介護サービスの提供が困難と判断した場合、生活介護サービスの提供を中止することが出来ます。この場合は、【重要事項説明書】に定めた取り扱いといたします。

第10条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

- ① 事業者が正当な理由なく生活介護サービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会的な通念を逸脱する行為を行った場合

第11条（契約の終了）

1 利用者は、事業者に対していつでもこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべき生活介護サービス等の料金を正当な理由なく1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- (2) 利用者が正当な理由なく生活介護サービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は、利用者が入院もしくは病気で明らかに3ヶ月にわたり生活介護サービスの利用ができない状態にあることが明らかになった場合。
- (3) 利用者又はその家族が、事業者や職員、または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
- (4) やむを得ない事情により事業所を閉鎖する場合

3 利用者の生活介護サービスについての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給決定期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、利用者の転居に伴い支給決定が取り消された後に、引き続き転入先の区市町村で支給決定された場合は、必要に応じて契約変更で対応できることとします。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合
- ② 利用者が死亡された場合
- ③ 65歳を迎える誕生日の前日

第12条（秘密保持）

1 事業者及びその従業者は、生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当の理由がなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者またはその家族からあらかじめ同意を得ない限り、他の事業者に対し、利用者の個人情報を提供しません。ただし、利用者の疾病の治療を迅速かつ円滑に行うため、情報提供書、看護記録等関係する情報には、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして関係機関に情報提供を行います。

第13条（虐待等の禁止）

事業所及びその従業者は、利用者に対し、以下のような身体的、精神的苦痛を与え、人格を辱める等を行いません。

- (1) 殴る、蹴る等の暴力行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。
- (2) 食事を提供しない等、利用者自身の身体的・精神的状態を悪化させる行為。
- (3) 脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える行為。
- (4) 性的な行為またはその強要等の嫌がらせをすること。
- (5) 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。

第14条（損害賠償）

事業者は、生活介護サービスの提供に伴って、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。

但し、利用者に故意または重大な過失がその利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じてその損害賠償を減じることができるものとします。

第15条（緊急時の対処）

- 1 事業者は、生活介護サービス提供中に利用者の容態が急変した場合は、かかりつけ医に連絡を取る等必要な処置を行うとともにあらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。
- 2 生活介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

第16条（連携）

- 1 事業者は、生活介護サービスの提供に当たっては、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、生活介護サービスの提供終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各 1 通ずつ所有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事 業 者

事業者名 社会福祉法人 足立邦栄会
障害者支援施設かえで（事業者番号 1312100017）

住 所 東京都足立区皿沼 2 丁目 8 番 8 号

代表者名 理 事 長 新井 五輪子 印

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 ・ 立会人等

住 所 _____

氏 名 _____ 印

同意権者記載欄

【 契 約 書 別 紙 】

1. 利用料金

(1) 介護給付費（生活介護サービス費、定員20人以下）

① 基本料金（5時間以上6時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	904単位	10,142円	1,014円
(2) 区分5	676単位	7,584円	758円
(3) 区分4	469単位	5,262円	526円
(4) 区分3	419単位	4,701円	470円
(5) 区分2以下	381単位	4,274円	427円

基本料金（6時間以上7時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,258単位	14,114円	1,411円
(2) 区分5	941単位	10,558円	1,055円
(3) 区分4	652単位	7,315円	731円
(4) 区分3	583単位	6,541円	654円
(5) 区分2以下	532単位	5,969円	596円

基本料金（7時間以上8時間未満）

単位数×11.22

	単位数	生活介護サービス費	利用者負担額
(1) 区分6	1,291単位	14,485円	1,448円
(2) 区分5	966単位	10,838円	1,083円
(3) 区分4	669単位	7,506円	750円
(4) 区分3	598単位	6,709円	670円
(5) 区分2以下	545単位	6,114円	611円

※ご利用者負担額は、日単位で計算した生活介護サービス費の1割で、おおむねの額です。但し、月額負担上限額については、区市町村長が定めた額となります。

② その他の加算・減算

下記の項目に該当すると、その分が基本料金に加算されます。

項 目	単位数	利用者負担額	備考
重度障害者支援加算（Ⅰ）	50単位	56円	
	人員配置体制加算（Ⅰ）及び常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た生活介護等の単位において、生活介護等の提供を行った場合。		
重度障害者支援加算（Ⅱ）	360単位	403円	
	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※1 算定開始日から180日以内は+500単位/日。上記を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、+150単位/日。 ※2 算定開始日から180日以内は※1に加え+200単位/日		
	180単位	201円	
重度障害者支援加算（Ⅲ）	180単位	201円	生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者

	作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合。 ※３算定開始日から１８０日以内は、＋４００単位／日。上記を満たした上で、行動関連項目１８点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合は、＋１５０単位／日。 ※４算定開始日から１８０日以内は※３に加え＋２００単位／日		
人員配置体制加算（Ⅰ）	３２１単位	３６０円	
	従業者を常勤換算方法で「１.５対１」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅱ）	２６５単位	２９７円	
	従業者を常勤換算方法で「１.７対１」以上配置している場合。		
人員配置体制加算（Ⅲ）	１８１単位	２０３円	
	従業者を常勤換算方法で「２対１」以上配置している場合		
人員配置体制加算（Ⅳ）	５１単位	５７円	
	従業者を常勤換算方法で「２.５対１」以上配置している場合。		
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	１５単位	１６円	
	常勤職員の３５％が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	１０単位	１１円	
	常勤職員の２５％が、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等		
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	６単位	６円	
	配置職員が常勤で７５％以上または常勤で配置されている職員のうち、３年以上従事している職員の割合が３０％以上。		
初期加算	３０単位	３３円	
	利用開始日より３０日以内１日つき加算		
入浴支援加算	８０単位	８９円	
	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場		
喀痰吸引等実施加算	３０単位	３３円	
	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合。		
高次脳機能障害者支援体制加算	４１単位	４６円	
	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の３０％以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に５０対１以上配置した上で、その旨を公表している場合		
栄養スクリーニング加算	５単位	５円	
	利用開始及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合。※６月に１回を限度		
栄養改善加算	２００単位	２２４円	
	下記のすべてに適合する事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行		

		った場合。 ・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ・利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる		
集中的支援加算		1, 000単位	1, 122円	
		強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合。 ※3月以内の期間に限り1月に4回を限度として加算。		
訪問支援特別加算	(1)	187単位	209円	所要時間1時間未満
	(2)	280単位	314円	所要時間1時間以上
		利用が連続5日間なかった利用者の居宅を計画に沿って訪問。1月2回。		
欠席時対応加算		94単位	105円	
		欠席者への連絡調整・相談援助。1月に4回を限度。対象ご利用者のみ。		
リハビリテーション加算（Ⅰ）		48単位	53円	
		頸髄損傷による四肢麻痺等のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
リハビリテーション加算（Ⅱ）		20単位	22円	
		（Ⅰ）以外のご利用者が個別の計画書でリハビリを行う		
利用者上限管理加算		150単位	0円	
		月単位で、対象ご利用者のみ		
食事提供体制加算		30単位	33円	
		収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合。 ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること。 ②利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること		
送迎加算（Ⅰ）		21単位	23円	
		利用者（障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して ①1回に平均10人以上が送迎利用 ②週3回以上の送迎 ③平均的に定員の50%以上が利用		
送迎加算（Ⅱ）		10単位	11円	

	利用者（障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して ①平均的に定員の５０％以上が利用 ②週３回以上の送迎を実施		
常勤看護職員等配置加算	２８単位	３１円	
	看護職員が常勤換算で１人以上配置されている場合。 ※利用定員に応じた所定単位数に、常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	総単位数に１１．３％を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	総単位数に１１．７％を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ			
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数に９．６％を乗じた単位数を加算		
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数に７．９％を乗じた単位数を加算		
開所時間減算	開所時間４時間以上６時間未満の場合に所定単位数の１５％減算		
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合、所定単位数の１％を減算。 ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと		
身体拘束廃止未実施減算	次の基準のいずれかを満たしていない場合、所定単位数の１％を減算 ※障害者支援施設が行う場合、１０％を減算。 ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること		
業務継続計画未策定減算	次の基準に適合していない場合、所定単位数の１％を減算。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること		
情報公表未報告減算	障害者総合支援法第７６条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定単位数の５％を減算５％減算		

（２）介護給付費対象外サービスの利用料金

項 目	金 額	内 容
食 費	６７５円（一般）	昼食代（おやつ含む）／１食
入浴時の光熱費	４００円	１回あたり
おむつ代	１００円	臨時、希望された場合／１枚
写真代	４０円	購入を希望された場合／１枚

※食費について、経過措置（令和9年3月31日迄）があり食事提供体制加算対象の方は、284円となります。

※創作活動費がかかる活動については、事前に参加の確認をします。費用は実費をいただきます。

※このほか、利用者の事情により必要となる日用品等は、実費をいただきます。

※通常の実施地域を超えて行う送迎の交通費、営業時間帯を超えて生活介護サービスを提供する場合の利用料、食費、おむつ代等の諸経費については実費をいただきます。

※送迎ポイントへの到着時間については、送迎時間通知書によりお知らせいたします。

但し、交通事情等の不可抗力により到着時間が変更になる場合は、速やかにご連絡いたしますが、その場合に発生したヘルパー事業所等への延長料金については、利用者の負担とさせていただきます。

2. 支払い方法

当月分を1ヶ月ごとに清算し、翌月10日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動口座引き落とし、もしくは郵便局への振込みでお願いいたします。

但し、これに寄り難い場合は、ご相談に応じます。

3. キャンセル料

正当な理由なく、サービス提供日の午前8時30分までに連絡せずサービスの中止を申し出た場合、又は連絡がなかった場合は、食費の全額をキャンセル料としてお支払いいただきます。